

申込児童クラブ名	鏡石第 小児童クラブ
申込児童名①	
申込児童名②	
申込児童名③	

## 同意書兼誓約書

鏡石（一小・二小）放課後児童クラブへの入所を申し込むにあたり、以下の事項についてご確認のうえ、チェック欄に☑し、住所、保護者氏名の記入、押印をお願いします。

	事項	チェック欄
1	申請書類は指定の期日までに提出します。正当な理由なく提出がない場合や、提出が遅れた場合は、入所審査の対象外となっても異議申し立てをいたしません。	
2	申請書類の内容に虚偽があったときは、児童クラブの利用を取り消されても異議申し立てをいたしません。	
3	家庭状況（保護者の婚姻・離婚、家族の死亡など）や、就労状況（転職、退職など）等、申請内容に変更があったときは、速やかに福祉こども課に届け出ます。	
4	児童クラブの利用を必要とする事由に該当しなくなったとき（求職、退職、育休など）は、速やかに退所届を福祉こども課へ提出します。	
5	児童クラブの利用にあたり、必要な場合は、幼稚園・保育園（所）、小学校等から児童について情報の提供及び共有されることに同意します。	
6	登録利用料、一時・延長利用料、保護者会費、おやつ代は、納期限までに必ず納付します。正当な理由なく1か月分以上滞納が続いた場合は、以下の方法で徴収することに同意します。 ① 福祉こども課から未納のお知らせと納付書を送付します。 ② 福祉こども課職員が自宅または携帯電話に連絡し、自宅へ訪問します。 ③ 児童手当から未納分を直接徴収する、特別徴収申出に応じます。	
7	児童が職員の指示に反し、他児に迷惑行為を行うなど集団生活を送ることが困難と判断される場合には、利用を取り消されても異議申し立てをいたしません。	
8	欠席するときは、必ず保護者が児童クラブに連絡し、仕事が休みなどで保護者が在宅の場合は、できる限り家庭で過ごします。	
9	児童の送迎については、決められた時間を厳守します。また、事故・病気等の連絡（児童本人が体調不良を訴えた場合を含む）を受けた場合、速やかにお迎えに行きます。	
10	同意書兼誓約書の内容に反した場合は、利用を取り消されても異議申し立てをいたしません。	

上記すべての事項について同意し、遵守することを誓約します。

令和      年      月      日

鏡石町長様

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

印